

第6章 健康被害の補償と予防

第1節 公害健康被害対策.....	119
1. 被害者救済対策の経過.....	119
2. 被認定者数の状況.....	122
3. 補償給付の支給状況.....	125
4. 公害保健福祉事業等.....	127
第2節 健康被害の予防.....	128
1. 健康被害予防事業.....	128
2. 事業の内容.....	128
第3節 費用負担.....	129
1. 公害健康被害者の補償費用.....	129
2. 健康被害予防事業の実施費用.....	130

第1節公害健康被害対策

1. 被害者救済対策の経過

コンビナートが本格的に稼働を始めた昭和35年頃から「四日市せんそく」と呼ばれる閉塞性呼吸器疾患が塩浜地区等の住民の間で訴えられるようになり、大きな社会問題としてクローズアップされ始めた。

市では、国・県・関係各機関の協力を得て疫学的調査を行い、「大気汚染との関連の可能性が考えられる」との調査結果をもとに、昭和40年5月全国に先がけて大気汚染による健康被害者を救済するため公害関係医療審査会を設置し、被認定者に医療給付（自己負担金の市費負担）を実施した。

続いて、国において昭和45年2月に「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」が制定され、社会保障制度の補完的な制度として医療費等の給付が行われた。しかし、この救済制度においては、公害健康被害者の生活補償についての措置が講じられていなかった。

四日市公害訴訟判決（昭和47年7月24日）後の昭和48年9月コンビナート企業の出資による四日市公害対策協力財団が設立され、これまでの医療費のほかに健康被害者の生活安定を図るため、生活安定費、死亡弔慰金、一時金及び年金の給付が行われるようになった。昭和49年9月からは「公害健康被害補償法」が施行され、療養費、障害補償費、遺族補償費等の補償給付が行われ、健康被害者の救済がより一層充実されることになった。その結果、四日市公害対策協力財団は、同法による給付等の事業にその殆どの事業が吸収され、法との差が生じている一部の事業に限って継続実施してきたが、昭和53年3月末をもって法との差も概ね解消し解散した。

同補償法には、公害健康被害者の健康回復を目的とした公害保健福祉事業が加えられ、本市では、昭和50年7月四日市市公害健康被害者等療養運営委員会を設置し、転地療養、日帰りリハビリテーション、水泳訓練、保健婦による家庭療養指導等の事業を行っている。また、昭和54年4月、市内久保田二丁目に健康回復と公害保健福祉の推進を図るため「市立公害健康被害者みたき保養所」を設立し、リハビリテーション教室を実施してきた。

一方、国においては大気汚染の状況が改善傾向にあるとして、昭和63年3月1日から「公害健康被害の補償等に関する法律」が施行され、全国41指定地域のすべてが解除された。

法律の改正が行われた現在、すでに認定を受けている健康被害者に対する補償と救済を続けるとともに、新たに一般市民を対象とした健康相談や機能訓練等の環境保健事業を実施し、大気汚染による健康被害の未然防止に努めている。

市の救済制度（昭和40年5月～45年1月）

区 分 期 間	申請	認定	死亡	取消	制度終了時 被認定者数
昭和40年5月 ～ 昭和45年1月	786	732	31	237	464

特別措置法の救済制度（昭和45年2月～49年8月）

区 分 期 間	申請	認定	死亡	取消	制度終了時 被認定者数
昭和45年2月 ～ 昭和49年8月	1,212(34)	1,135(34)	70(1)	27(19)	1,042(14)

()内は市単独被認定者数

公害健康被害の補償等に関する法律の救済制度（昭和49年9月から）

区 分 期 間	申請	認定	死亡	辞退等	年 度 末 被 認 定 者 数
49年9月補償法施行時	1,042(14)	1,042(14)	—	—	—
49年度	96	75	20	10	1,087(14)
50 "	108	81	18	10(3)	1,140(11)
51 "	75	67	30	70(1)	1,107(10)
52 "	49	38	17	114	1,014(10)
53 "	36	33	18	23(2)	1,006(8)
54 "	45	42	31	32	985(8)
55 "	28	25	33	52(1)	925(7)
56 "	18	16	27	11(7)	903
57 "	30	29	23	13	896
58 "	21	19	29	19	867
59 "	34	34	22	3	876
60 "	20	19	21	8	866
61 "	23	23	37	12	840
62 "	110	107	29	11	907
63 "	—	2	32	10	867
元 "	—	1	34	5	829
2 "	—	—	26	2	801
3 "	—	—	15	3	783
4 "	—	—	32	5	746
5 "	—	—	22	2	722
6 "	—	1	22	—	701
7 "	—	—	20	7	674
8 "	—	—	19	5	650
9 "	—	—	19	5	626
10 "	—	—	33	4	589
11 "	—	1	15	1	574
12 "	—	—	20	1	553

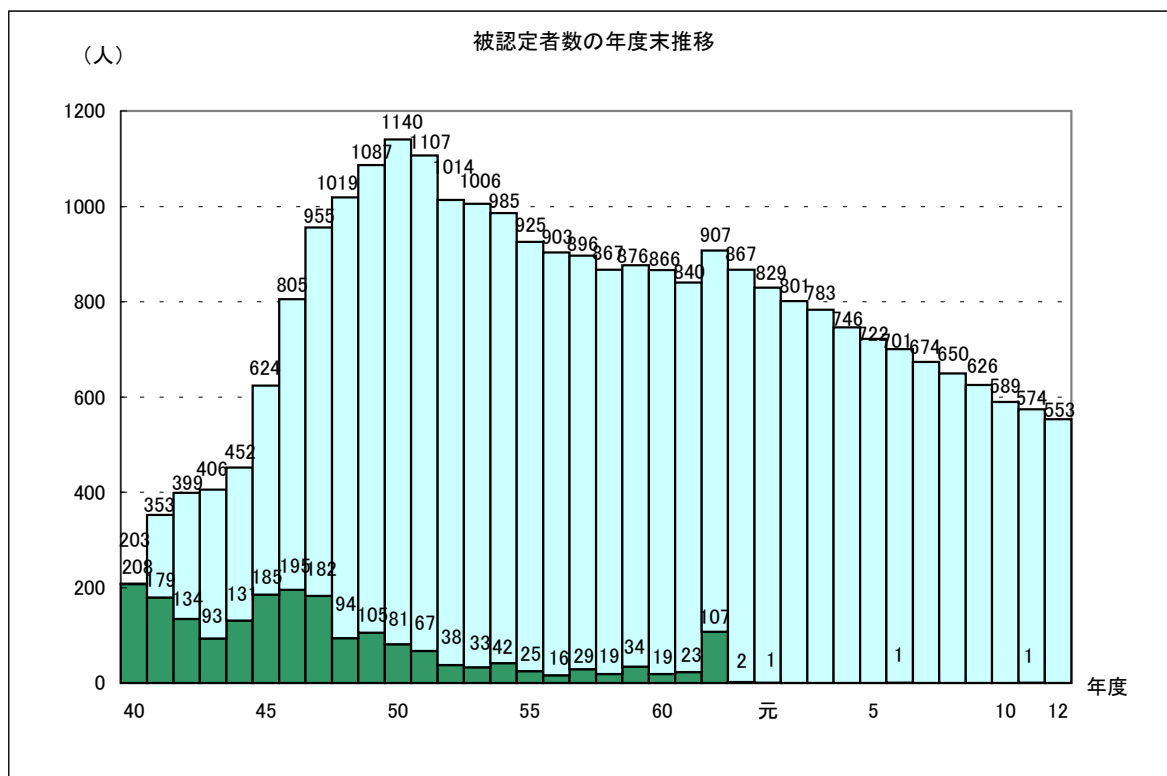
()内は市単独被認定者数

(注) 辞退等とは、辞退・更新未申請・更新否・転出者をいう。

昭和40年5月から続けられていた四日市市単独による公害健康被害者の救済は、昭和56年3月末日をもって終了した。

平成元年度以降の認定は転入者のみ。

被認定者数の年度末推移

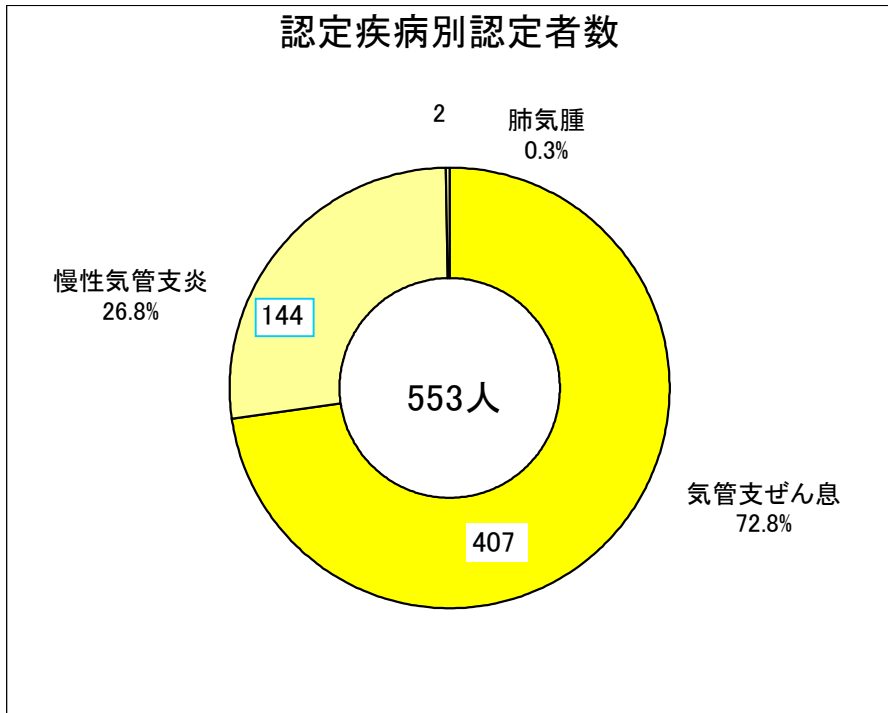
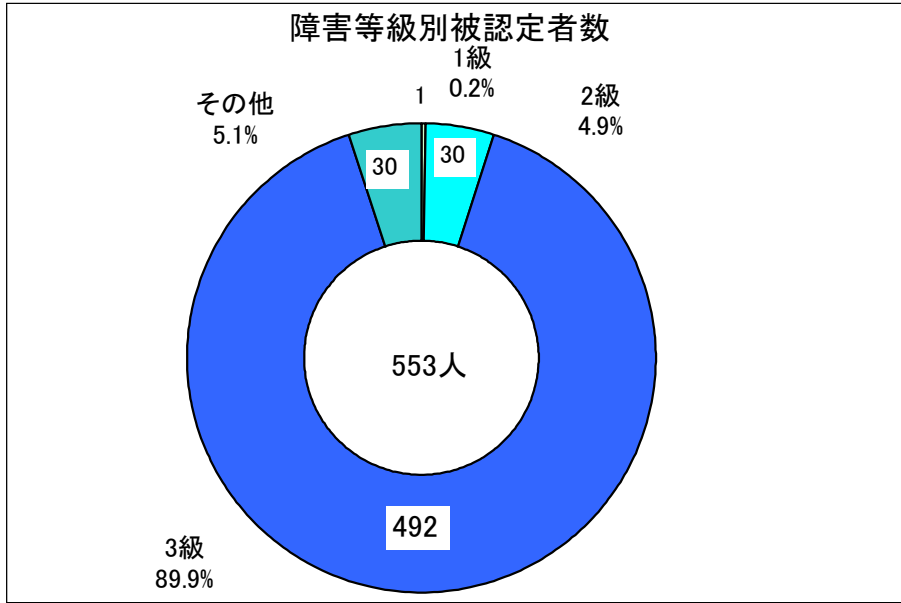


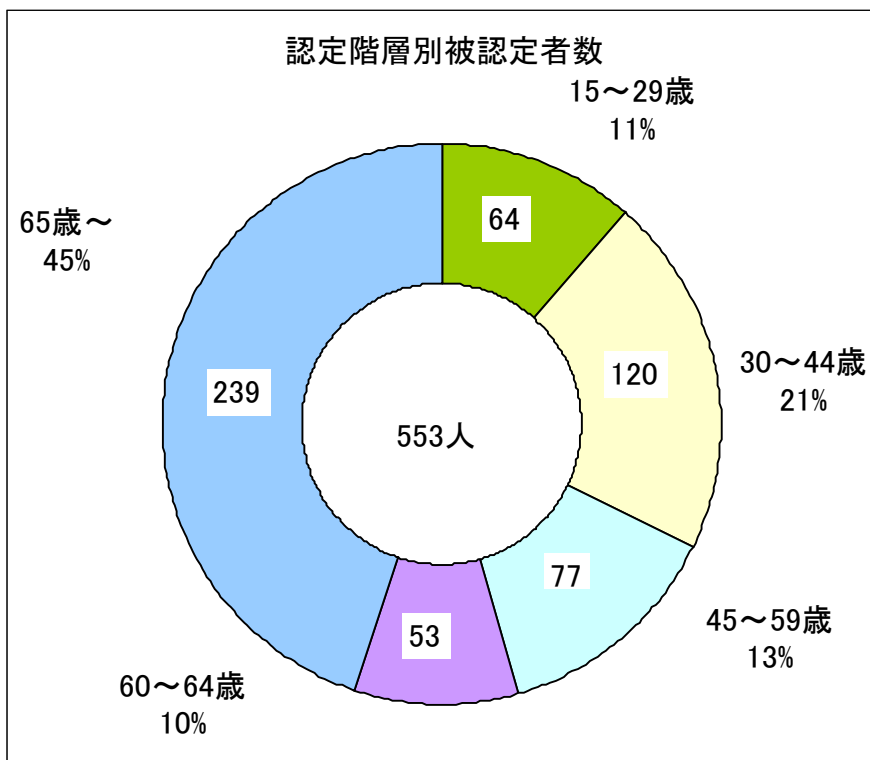
2. 被認定者数の状況

(平成13年3月31日現在、特別救済措置要領対象者を含む)

被認定者の状況をグラフで表した。年齢別では65歳以上の高齢者が全体の約45.0%を占め、疾病別では、気管支ぜんそくが72.8%、慢性気管支炎が26.8%、肺気しゅ0.3%となっている。

また、障害等級別では、3級が全体の約89.9%を占め、特級の該当者はいない。





地域別の被認定者数は次表のとおりで、塩浜地区と中部地区で全体の約半数を占めている。

地域別の被認定者数

地域区分		被認定者数(人)	比率(%)
旧指定地域内	塩 浜	147	26.6%
	日 永	39	7.1%
	河原田	6	1.1%
	内 部	6	1.1%
	常 磐	10	1.8%
	中 部	92	16.6%
	橋 北	24	4.3%
	海 蔵	11	2.0%
	羽 津	20	3.6%
	小 計	355	64.2%
その他地域	市 内	119	21.5%
	県 内	57	10.3%
	県 外	22	4.0%
	小 計	198	35.8%
合 計		553	100%

3. 補償給付の支給状況

公害健康被害の補償等に関する法律により、次の7種類の補償給付を実施している。

また、公害健康被害者のうち四日市公害訴訟の原告及び自主交渉患者に対して、一般被認定者との格差是正を図るため、昭和53年4月1日から特別救済措置を行っている。

項目	給付内容		平成 12 年度給付総額	
	給 付 の 概 要	給付金額(平成 13.4.1 現在)	公害健康被害の補償等に関する法律に基づくもの	特別救済措置要領に基づくもの
療養の給付及び療養費	指定疾病にかかる医療費	全 額	(円) 279,907,341	(円) —
療 養 手 当	入院に要する諸雑費、通院に要する交通費等に充てるため、1ヵ月間の入通院状況に応じて支給	入院15日以上 36,400 円 " 8日～14日 34,400 円 " 1日～ 7日 25,400 円 通院15日以上 25,400 円 " 4日～14日 23,400 円	115,345,600	—
障 害 補 償 費	指定疾病により、一定の障害の程度にある15歳以上の者に対し、その障害の程度年齢、性別に応じて支給基礎月額：年齢階層別平均	(基礎月額) 男 115,800～368,000 円 女 113,500～208,800 円 特級:基礎月額+介護加算 (48,100 円) 1級:基礎月額 2級: " の50% 3級: " の30%	393,793,610	35,118,300
児 童 補 償 手 当	指定疾病により、一定の障害の程度にある15歳未満の者に対し、その障害の程度に応じて支給	(基礎月額) 特級: 116,700 円 1 級: 68,600 円 2 級: 34,300 円 3 級: 20,600 円	61,800	—
遺 族 補 償 費	指定疾病に起因して死亡した場合、その者によって生計を維持していた…定の遺族に対して死亡した者の年齢、性別、支給率に応じ、10年間を限度として支給基礎月額:年齢階層別平均賃金の70%	(基礎月額)100%支給の場合 男:79,600～322,000 円 女:79,600～182,000 円 支給率:100%、75%、50%	33,774,950	3,792,150
遺族補償一時金	遺族補償費を受けることができる者がいない場合、一定範囲の遺族に一時金として支給	遺族補償費の36ヵ月分	34,099,848	—
葬 祭 料	指定疾病に起因して死亡した場合、その者の葬儀を行った者に支給率に応じて支給	100%支給の場合:661,000 円	4,951,500	—
合 計			861,934,649	38,910,450

4. 公害保健福祉事業等

指定疾病により損なわれた被認定者の健康の回復、保持及び増進を図ることを目的として、平成12年度に次の事業を実施した。

事業名	実施期間等	実施場所	対象	参加人員	事業の内容
リハビリテーション教室	7/6	ヘルスプラザ	15歳以上	10人	病気の認識を正しくするための療養指導と機能回復のための呼吸体操等の実技を指導した。
	10/12	ヘルスプラザ		11人	
日帰りリハビリテーション	6/22	三重県民の森	15歳以上	16人	空気の清浄な野外で療養指導を行い、併せて呼吸体操等の実技を指導した。
	11/9	大安町老人福祉センター		13人	
	3/8	鈴鹿青少年センター		13人	
転地療養	9/25～9/29 (4泊5日)	三重県 福祉休養ホーム ゆずりは荘	15歳以上	17人	健康の回復を図り、合わせてリハビリテーション療養指導を行った。
家庭療養指導	年間	年間延82日	市内在住の、延477人の在宅被認定者の療養指導を行った。対象者は、その大半が60歳以上であり、しかも何らかの合併症をもっている場合が多いので、病状、家庭環境等も含めて、各人の実情に即した指導を行った。		
水泳指導	通年 1人24日	ヘルスプラザ	15歳以上	62人	自己による健康管理を行い、基礎体力の増進を図るための水泳療法をおこなった。延145人
健康調査	毎月1回	保健センター	1歳6ヶ月児	111人	アレルギー素因児に、医師の診察及び保健婦・栄養士による日常生活の指導を行った。

第2節 健康被害の予防

1. 健康被害予防事業

大気汚染の状況は、昭和40年代までの著しい汚染とは異なり、気管支ぜん息など慢性閉塞性呼吸器疾患の主たる原因とはいえなくなってきたとして制度の改正が行われた結果、昭和63年3月に全国の第一種地域（大気汚染公害による健康被害補償地域）の指定がすべて解除された。これと同時に、大気汚染の影響による健康被害の予防と地域住民の健康を保持するため、健康被害予防事業が旧第一種地域を中心に実施されることになった。

2. 事業の内容

健康被害予防事業は、人の健康に着目し、地域における人口集団を対象として健康の確保・回復を図るための環境保健事業と、大気環境そのものを改善し健康被害を引き起こす可能性のないものとする環境改善事業から成っている。具体的には、公害健康被害補償予防協会が行う調査・研究・知識普及などと、地方公共団体が協会の助成を受けて実施する計画作成・健康相談・機能訓練・施設整備などの事業がある。

本市においては、環境保健事業として、自己の管理の下に基礎体力をつける水泳療法を健康増進センターにおいて、1歳6ヶ月児及び3歳児健診の受信者からのアレルギーの素因がある幼児を対象にアレルギー健診を保健センターにおいてそれぞれ実施している。

一方、環境改善事業としては、自動車の走行に伴う窒素酸化物による大気汚染問題への対応の一環として低公害車の普及啓発を図るため、平成3年度において公害パトロール車として初めて電気自動車を導入したが、更に5年度には保健センターに1台導入し、6年度には教育委員会に1台導入した。また、平成4年度からは、電気自動車を導入する民間事業者等に対する購入費の助成制度を設け一層の利用拡大に努めており、初年度はN T T四日市支店と住友電装に、5年度はC T Y、6年度は日本トランスシティ、7年度は霞ライフサービスに購入費の助成を行った。

第3節費用負担

公害健康被害者に対する補償給付や、健康被害予防事業における費用負担の仕組みは、以下のとおりである。

1. 公害健康被害者の補償費用

公害健康被害の補償等に関する法律に基づく補償給付に要する費用は、原因者である工場などから徴収される汚染負荷量賦課金と、自動車重量税収入の一部によって賄われている。

なお、昭和63年度以降の賦課金の額は、指定地域解除前の算定基礎期間（昭和57年から昭和61年までの5年間）硫黄酸化物（SO_x）の排出量（過去分）を基本に、各前年の排出量（現在分）を勘案し、算定される。

納付対象者

旧指定地域	最大排出ガス量	5,000Nm ³ /時以上の事業者
その他地域	〃	10,000Nm ³ /時以上の事業者

算定基準

賦課金額＝過去分賦課金＋現在分賦課金

- 過去分賦課金＝算定基礎期間のSO_xの累積換算量×過去分賦課料率
- 現在分賦課金＝前年のSO_xの排出量×現在分賦課料率

平成13年度汚染負荷量賦課金の賦課料率

ブロック名	平成12年度				平成13年度			
	過去分 賦課料率	現在分賦課料率			過去分 賦課料率	現在分賦課料率		
		賦課料率	料率	賦課料率		賦課料率	料率	賦課料率
		区 分 格 差				区 分 格 差		
旧指定地域	大 阪	A	1.70	1,959 円 32 銭	95 円 25 銭	A	1.70	1,964 円 37 銭
	東 京	B	1.15	1,325 円 42 銭		B	1.15	1,328 円 84 銭
	千 葉	C	1.05	1,210 円 17 銭		C	1.05	1,213 円 29 銭
	神 戸	D	1.00	1,152 円 54 銭		D	1.00	1,155 円 51 銭
	名 古 屋							
	富 士	E	0.75	864 円 41 銭		E	0.75	866 円 63 銭
	四 日 市							
	福 岡							
岡 山								
その他地域		128 円 06 銭				128 円 39 銭		

費用負担のしくみ

汚染原因者からの費用の徴収と、四日市市など事業を実施する地方公共団体に対する寄付金の納付は、特殊法人「公害健康被害補償予防協会」が行っている。

区 分	負 担	割 合
補 償 給 付 金	汚染原因者	全額
	汚染負荷量賦課金……………	80%
	自動車重量税引当……………	20%
公 害 保 健 福 祉 事 業 費	国	4分の1
	市	4分の1
	汚染原因者	2分の1
	汚染負荷量賦課金……………	80%
	自動車重量税引当……………	20%
給 付 事 務 費	国	2分の1
	市	2分の1

2. 健康被害予防事業の実施費用

健康被害予防事業は、現在の大気汚染が人の健康に何らかの影響を及ぼしている可能性は否定できないという状況を踏まえて、大気汚染の影響による健康被害を予防するために行われるものであり、大気汚染の原因となる物質を排出する施設を設置する事業者などからの拠出金によって基金が設けられ、その運用益で実施されている。なお、国からも基金に関する財政上の措置（出資）が講じられている。

